

令和元年第4回東大和市議会定例会会議録第31号

令和元年12月10日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（20名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	鈴木菜穂美君	学校教育部長	田村美砂君
社会教育部長	小俣学君	保険年金課長	岩野秀夫君
納税課長	中野哲也君	福祉推進課長	嶋田淳君
生活福祉課長	川田貴之君	ごみ対策課長	中山仁君
土木課長	寺島由紀夫君	下水道課長	廣瀬裕君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） おはようございます。議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

大項目の1、地域防災計画について。

近年の市内での風水害の影響及び令和2年3月修正予定の地域防災計画の現状と課題について伺います。

大項目の2では、市税等の徴収業務等についてです。

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収業務及び滞納処分についての現状と課題を伺います。

大項目の3では、国民健康保険税についてです。

市の国民健康保険税についての現状と次年度以降の課題を伺います。

大項目の4では、村山医療センターの廃止計画についてです。

厚生労働省が独立行政法人国立病院機構村山医療センターの廃止を検討してるということが報じられています。市民の利用の現状や廃止された場合の課題を伺います。

大項目の5では、生活保護制度についてです。

令和元年10月より、昨年に続き生活保護基準の引き下げが行われましたが、諸制度への影響と課題を伺います。

大項目の6、多摩湖周遊道路の改修についてです。

多摩湖周遊道路の舗装の劣化により自転車等の転倒事故が多発していると聞きますが、現状と今後の整備・改修の計画を伺います。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、近年の市内での風水害の影響と令和2年3月修正予定の地域防災計画の現状と課題についてですが、風水害の影響につきましては、令和元年の台風15号では暴風雨による建物被害や倒木被害が発生し、台風19号では床下浸水や土砂崩れ、奈良橋川の溢水や道路冠水などが発生しました。令和2年3月に修正を予定している地域防災計画につきましては、こうした台風対応の教訓を踏まえ、風水害の警戒や応急対策、防災体制、避難情報の周知、避難所の円滑な開設と受け入れなど、初動・応急体制のあり方などを課題として取り組んでまいります。

次に、市税及び国民健康保険税等の徴収業務及び滞納処分の現状と課題についてであります。市では滞納者との接触機会の拡大を図り、納税相談等を通じて、納付能力を見きわめ、市税債権等の確保に努めているところであります。引き続き、個々の実情に合ったきめ細かな対応を心がけ、収納率の向上に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の現状と課題についてであります。国民健康保険制度を持続可能なものとするため、市では財政健全化計画に基づき、一般会計からの赤字補填繰り入れの解消に向けた取り組みを進めているところであります。また国民健康保険の財政健全化を進めるに当たり、市が行っております市民の皆様の健康保持、増進のための保健事業や、医療費の適正化の取り組み等につきましては、市民の皆様により丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、独立行政法人国立病院機構村山医療センターの市民の利用状況や廃止された場合の課題についてであります。市民の利用状況につきましては市では把握しておりません。廃止につきましては、決定事項ではないことから、現時点では課題として認識しておりません。今後、二次保健医療圏単位で東京都が運営する地域医療構想調整会議におきまして、公立、公的医療機関の診療実績のデータ分析及び地理的条件の確認をした後、分析結果を踏まえ、検証などを行うこととされております。そのため、市では地域医療構想調整会議における議題や協議内容など、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和元年10月の生活保護基準の見直しによる諸制度への影響と課題についてであります。生活保護基準の見直しによる影響を受ける制度につきましては、就学援助を初めさまざまなものがありますが、国は各自治体に対して、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応するよう求めています。また課題につきましては、就学援助などにおきまして、生活保護基準の見直しによる影響を及ぼさないような対応を検討する予定でありますが、国からの詳細な通知がまだ来ていない状況にあるところであります。

次に、多摩湖周遊道路の現状及び改修計画についてであります。市道第244号線、多摩湖通りは道路整備後およそ30年から40年経過しているため、舗装等の劣化が進行していると認識しております。道路点検等により補修が必要な箇所を発見した場合には、速やかに補修を行っている状況であります。現在のところ改修計画はありませんが、道路点検等により優先順位の高い路線から改修工事を行っていく考えであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（森田真一君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、大項目1の地域防災計画についてです。

先日の公民館の行事で、私、立川防災館の見学をする機会がありました。火災や地震を想定した展示や、体験コーナーは大変興味深いものでしたが、風水害は余り意識されていないことに気づきました。今回、台風19号の襲来で市民の風水害への関心も高まっていますので、その方向から伺おうかと思えます。他の議員からも関連質問も多々ありましたので、余り重複しないように心がけたいというふうに思います。

まず初めに、奈良橋川の4カ所の溢水についてお伺いしますが、溢水の原因の一つに、橋桁が川幅より狭くなっているために、水がぶつかってあふれているのではないかという地元の声を聞きました。私は土木について余り明るくありませんので、この点どうなのかということをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 溢水の原因についてでございますが、橋台のコンクリート部分がですね、川幅よ

りも少し突出している箇所があることは確認してございます。このことが溢水する原因になっているかまではわかりませんが、根本的にはですね、1つ目としまして、近年の台風や大雨での雨量が以前と比較して多くなったこと。また2つ目としまして、奈良橋川へ流入する流域からの雨量が増大した場合に、対応できる川幅、深さになっていないこと。3つ目としまして、奈良橋川につきましては、川の屈曲部が多くございまして、川の水の流れを阻害する要因になっていること等が原因になっていると推測してございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 防災計画の中で、第5章、風水害予防対策っていうのがありまして、その中で内水氾濫の防止という項があります。この項で伺いますが、資料でいただいた「空堀川上流雨水幹線整備に伴う東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の地下部分を活用した雨水貯留施設整備の取りやめについて」という表題の稟議書で、空堀川上流雨水幹線整備の東大和市駅周辺部の区域の整備が完了し、暫定利用が可能となれば、東大和市駅周辺から新堀区域の内水被害が軽減されることが見込まれるとあります。添付の計画流域図から、この間、被害が特に大きかった旧青梅街道とハミングロードの三差路付近や南街交番前、また新堀のゆりのき通りの東野火止橋付近での冠水を解消できるものと見込んでいるのか伺います。また東野火止橋付近に、雨水貯留施設等の設置の対策も検討されていたかというふうに聞きますが、この必要性もなくなったのかどうか伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 他の議員の一般質問でも御答弁させていただけるところでございますけれども、市では東大和市駅周辺部が整備され、暫定利用が可能となった場合につきましては、東大和市駅周辺から新堀地域の内水被害は軽減されるというふうに見込んでるところでございます。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 新堀の対策についてでございますが、東野火止橋付近の浸水対策としまして、雨水貯留施設の設置について調査・研究しておりましたが、今回の空堀川上流雨水幹線整備事業の進展によりまして、見直しが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。

多くの方が長くこの問題は心配していましたので、これ前進するというのは、もう本当にありがたいことだと思っております。

次、伺いますが、素案の記載に沿って伺います。

震災編（2）自助・共助の備えの充実。①防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）、家庭内備蓄等自助の啓発や自主防災組織等共助の体制強化に関する記載を充実という項のところでも伺います。

先日、地域自立支援協議会の災害時要支援者の当事者やボランティア、施設関係者、自治会関係者を対象にした学習会があり、私も参加をさせていただきました。この中で、さまざまな意見を聞きましたので、それも踏まえて伺いたいというふうに思います。

災害時要支援者の名簿の登録は、現在どこまで進んでいるのか教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 災害時の避難行動要支援者登録制度の名簿への登録状況についてであります。厳密には全ての登録対象者数というものを把握することができませんので、登録勸奨通知を送付する対象者、こちらは要介護認定3以上の方及び障害者手帳を所持している方でございますけれども、この総数を分母としまして、また現在の登録者数を分子としまして答弁のほうさせていただきます。

令和元年11月27日現在の登録対象者数は3,186人で、同日現在の名簿登録者数は1,295人でありますので、登録者の割合としては40.65%となっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 分子、分母の関係がなかなか私のほうでわからなかったものですから、勝手に計算をしております。行政報告書の中では障害者の方、高齢者の方の施設利用や通所サービスなどの利用が書かれているので、これを見てみますと、現在、平成30年度ですね、利用されてる、そういった障害者の訪問系、通所系の利用、それから高齢者の見守りぼっくすの見守り対象者の方、合わせると約1,213っていう数字になったんで、ほぼ必要な方をカバー、当座したというふうに見て、以前、福祉部長がこの登録がなかなか進まなくて困っているというお話をされていたことを思い出したものですから、改めて確認をしました。御苦労されて、そういう登録、進められたことというふうに理解しております。

次、伺いますが、水、食料、医薬品の3日から1週間の備蓄ということが示されましたが、必要であり望ましいことですが、一方で障害者や高齢者にとってはそうたやすいことではないように思えます。

例えば医薬品、どうでしょうか。残薬で少し余裕がある場合もあるかと思いますが、1カ月ごとの通院前に、処方箋をもらって、処方される薬を飲んでるという方は、万一に備えて余分に処方してくれるのでしょうか。避難所への避難の際に、水や食料を各自で用意するようにと今回は案内がありましたが、水だけでも1人、1日3リットル、3日分で9リットル、これ9キログラムということになります。御夫婦で2人分ということになると18キログラム。買いに行くだけでも、障害者や高齢者にとっては大変なことであります。それから介護用のおむつも大荷物になるため、特に車椅子の人などは大変、購入そのものにも御苦労を日ごろされております。できないとまでは言いませんが、災害時に大荷物を手にして避難するというのは、結構難しいことではないでしょうか。自助といっても本人任せだけでは難しいと思われるのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 御家庭での備蓄の基本的な考え方といたしましては、災害が発生し、電気、ガス、水道などですね、ライフラインがとまったり、それから流通が滞りましてね、スーパー等で必要な物資が調達ができない場合に備えまして、ふだんから飲料水や保存のきく食料など備蓄するという考え方でございます。いわゆる在宅避難のための備蓄という考え方でございまして、一方、災害で家屋等が被災をして、在宅生活が困難になった方は避難所生活となります。

この場合につきましては、市のほうで備蓄している食料が、そもそも避難所生活用に備蓄しているもので、避難して、被災して避難所に来られる方については、必要最低限の持ち出し品でいいというふうに考えてございます。なお、今回の台風対応の際については、台風などが過ぎ去るまでの一時的な自主避難所として開設いたしましたことから、避難の際には水や食料を各自で用意するよう案内したものでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今回の自主避難の場合、短時間の想定ということで呼びかけたということですね。承知しました。

次、伺いますが、避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）について、豪雨になってからではとても移動ができない、早く情報が届かないと避難できないという意見が、先ほど紹介の学習会の中でも聞かれました。台風19号の際の市の公式ツイッターの記録を見ると、避難準備、高齢者等避難開始警戒レベル3を発令と投稿したのが、当日の12日の午後4時13分となっております。要支援者が、この時間帯から安全に避難できるかどうか心配だという声がありました。いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 台風19号ですね、洪水警報が既に発表されておりまして、その後の市内の気象情報などを勘案して、警戒レベル3の避難準備高齢者等準備、避難開始を発令したところでございます。発令時点で自宅周辺の道路が、50センチ程度とか冠水してる状況であるならば、避難せずに自宅での垂直避難が適切な行動だと思われませんが、この発令のあり方につきましては、他の議員にもお答えしてるとおり、今後の課題だというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 避難所の建物の条件によっては、例えばエレベーターがなくて2階が使えないだとか、さまざまな条件がありまして、一番近くの避難所は必ずしも自分にとって使える避難所じゃないという場合があります。この場合、他の避難所も使用できるという御説明ありましたので、一つは安心ということもあるんですが、実際、自分の身、一番近いところからさらに遠くに行くということになりますので、徒歩で行けないところは自力で行くということが、非常に困難になってくるかというふうに思います。

特に今回の台風19号は超大型台風であるということから、交通機関も都バスを除いてバス、電車とも終日計画運休となっておりました。交通がとまらないうちに避難所に移動するのがよいか、それとも自宅避難ということにするのか、その場の状況にもよりますが、個別避難計画を考える支援が、平時に行われることが必要なのかというふうに思います。防災課等の窓口では、こういった個別の相談に乗る体制というのはあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） お住まいの状況などによりまして、それぞれ判断と行動が違ってくるものというふうに考えてるところでございますけど、最終的には御自分で御判断していただくこととなりますが、防災安全課のほうでもですね、御相談があればそれは乗れるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 先ほどの学習会の中でも、中心になられたのは障害福祉課が、障害福祉課長を中心になってやられたんで、その際にも防災担当のセクションの方は参加されないんですかねってお話ありまして、やっぱり福祉的な面からの、特に要支援者の方に対するアプローチをするというのと、また防災の知識、一番お持ちのセクションの方が指導すると随分違ってくるのかなというふうに、皆さん受け取られたようでありましたので、ここではいろいろお知恵をかしてほしいということで、お願いをしておきたいというふうに思います。

次、伺いますが、震災編（2）の自助・共助の備えの充実。④安否確認等の住民相互の情報連絡等に関する記載を追加というところで伺います。

情報通信の確保について、災害情報提供体制を整備するとあり、SNS、ホームページを利用した情報提供体制の整備を新たに挙げています。台風19号の際には、市のホームページやツイッターの接続が困難になっていたという声を聞きました。他の議員に対する答弁でも、市のサーバーそのものには問題がないが、回線等の混雑によるものであったと考えているということでありました。

このときに国土交通省の河川の防災情報というサイトがありますが、川の水位や雨量の情報を見られるものではありますが、このサイトの接続も困難になっていました。これらは改善をする余地はあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 国土交通省の関係だけ絞って御答弁させていただきますが、川の防災情報のサイトというのが接続が困難になっていたということで、国土交通省に確認いたしました。最大容量の1.6倍のアクセスがあり、回線容量を超えたことが原因だとのことでございます。今後につきましては、国土交通省でも

検証会のようなものを開催し、抜本的な改善を含め、検討していく予定があるとのことでもございました。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 回線の問題だということになると、東京都レベル、国レベルの力も必要なんだということになるのかというふうに思いました。

次、伺いますが、震災編（4）近年の地震災害の教訓の反映。⑤震災直後の電話殺到への対応追加という項目のところでも伺います。

台風19号の際の防災課への電話問い合わせや、ツイッター等などから問い合わせはあったのかどうか、どのような状況だったか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 主なものを申し上げますと、電話では防災行政無線が聞こえない、聞きづらい、それから避難したほうがいいのか、車で避難所に行ってもいいのか、あとペットを連れていってもいいのか、自分の家の近くに避難所を開設してほしいといった問い合わせが多くございました。ツイッターなどでも電話と同様の問い合わせがあったほか、あとはホームページが開かないといった問い合わせがあったというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） そういった状況で、活動全体への影響については、どのように考えられているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今回の台風対応では、総務部の管理職に電話対応を業務として任務付与して対応してもらいましたけれども、電話対応に追われますと、状況が刻々と変化していく中で、適切な災害状況に支障を来す可能性がございます。ということで、活動全体が後手に回るといった影響が出るというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 他の議員への答弁で、防災無線の内容を聞ける自動応答ダイヤルは3回線だけだという御答弁がありました。問い合わせに十分対応できたのでしょうか。また今後、過去にさかのぼっても、情報を聞くことができるようにするというのを検討されるというお話でしたが、1回の通話時間が延びると、さらにつながらなくなるということはないのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 台風19号に限って申し上げればですね、この自動音声応答サービスにつきまして、通話中で聞くことができなかったというような問い合わせはなかったというふうに認識しているところでございます。ただし、お話があったとおりですね、今後、自動音声応答サービスがより認知されるようになりまして、また前の情報が聞くことができるようになることで、1回の通話時間が延び、つながりにくくなる可能性はあると考えております。電話回線の増設につきましては、業者に聞いたところ可能とのことでもございますので、状況により今後検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 台風19号の際に、防災無線の屋外放送が聞こえたかどうか。私が直近、出られた方、大体100人ぐらいの話なんですけど、市民の方に聞いてみました。そうしますと、暴風雨の中では全く聞こえなかった。また何か音はしてるんだけど、何を言ってるのかわからなかったという方ばかりでした。自動応答ダイヤルの存在も、ほとんど知る方はありませんでした。その会う方にも、この応答ダイヤルの電話番号なんかもお伝えして、こういうのあるから何かのときはぜひ使ってくださいということで、私も御案内をさせていた

だいたとこであります。

この自動応答ダイヤルの番号、いつでも見られるようにできないでしょうか。例えばマグネットのワッペンを配って冷蔵庫に張ってもらうとか、ごみ出しカレンダーの毎月の片隅に書いてある。方法は何でもいいんですけども、必要なときにぱっとそのダイヤルの番号がわかるような手段は考えられないかどうか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 自動音声応答サービスのダイヤル番号につきましては、現状でも市報、それから市のホームページ、あるいは各種訓練等の際に、チラシを配布するなどして周知に努めてきたところではございます。今現在、修正を進めております防災マップやハザードマップにつきましても、このダイヤル番号の掲載を予定しております、できる限り周知には努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

他の自治体では、防災無線が聞こえない地域の対策として、防災無線を受信できる防災ラジオというものを、市価5,000円台からあるそうですが、1,000円程度の負担で頒布するという施策を行っているところが見受けられます。近隣での実施例や、また東大和で行う場合の課題についてお伺ひします。

○総務部参事（東 栄一君） 多摩地域でちょっと調べてみましたが、実施してるのはですね、あきる野市で防災ラジオを配布してるとのことでしたが、ここで防災行政無線のデジタル化をする予定になっておまして、そうなると使用できなくなるとのことでしたが。

なお、当市でも防災行政無線デジタル化に向けての更新を行っておりますけども、更新にあわせて株式会社ジェイコムが行っている防災情報サービスと連動するための協定も今後予定しておりますので、そういうことのできる範囲で情報の発信に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 市報でも、この12月からデジタル化の工事を始めるというようなお話があったんで、ああ、いいことなんだけれども、こういう面があったのかと改めて気づいたところではありますが、デジタル化に対応した受信機というのは、まだ余らないということもありますので、これは課題としてまたおいおい相談をしたいというふうに思っております。

次、伺ひますが、ラジオやテレビによる安否情報など、放送メディアの活用を促すということが書かれています。台風19号の際にも、テレビをつけっ放しにして早くから情報収集をしていた方が多かったものと思ひます。東京の場合、テレビはNHKや民放、在京キー局の視聴をするので、広域の情報を早くからキャッチしているということはメリットでもあるんですけども、一方で、いよいよ多摩地域に台風が襲来してきた場合なんかだと、多摩地域は市町村単位でのピンポイントの情報を得にくいという側面もあります。テレビの画面を流れる各地の避難情報、避難所開設情報も、東大和市の防災無線よりも大きくおくれで表示をされておりました。本来、テレビは速報性にすぐれたメディアですが、こうしたタイムラグが生じた原因は何にあったのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） テレビなどでの避難所開設情報につきましては、東京都の防災行政システムというのがございます、そこに入力することで、テレビ画面等に反映されることになってるところでございます。東大和市では、当初の段階では自主避難所として開設を行いましたが、これまで自主避難所につきましては、東京都防災行政システムに反映させておりませんでしたので、このためおくれで表示されたものと認識してるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） せっかく豪雨の中で、避難所も3カ所から7カ所までふやしていただくなど、機敏な対応を現場ではしていただいたわけではありますが、一方でこれがこのテレビのところではいいですと、なかなかその情報が速やかにつながっていかないというのはちょっともったいないことでありますし、またこのシステムへの入力ってことでいいですと、先ほどもお話がありましたけれども、電話対応等々で手がとられる中での、後手に回るとかっていうふうにおっしゃってましたけど、そういうふうなことも影響してんのかなと思って、ここはぜひ何らかの改善をお願いしたいというふうに思っております。

次、伺いますが、避難情報伝達マニュアルには、テレビ、ラジオ、電話、ファクス、緊急速報メール、SNSや、JCNマイテレビやFMたちかわまで、幾つものメディアを伝達手段として列挙しています。その中には、なぜかのMXテレビが含まれていません。これなぜでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 各報道機関への災害時の防災情報につきましては、立川市政記者クラブを通じて、加盟の各報道機関に提供してるところでございます。MXテレビにつきましても、立川市政記者クラブに加盟しておりますので、情報は提供しておりますけれども、特に災害協定というのは締結しておりませんので、含めてないということでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 現行で言いますと、恐らくNHKのデータ放送が、気象情報や災害関連情報を常時得るには都合よくできてるものと思いますが、当座はそれでいいんですけども、実は今、ピンポイントでMXテレビって言ったのは、これは経緯がありまして、MXテレビは東京都が独自に行政の情報を伝える手段が必要だとして、都合、数百億円単位のお金をかけてつくってきたものであります。この中に、行政情報の中には、当然災害時に情報を伝えることも、その中に含まれています。平成7年の開局当初はUHF放送であったため、アンテナがないお宅では視聴できず、存在も知られていませんでしたが、平成15年には地デジ化し、今日ではほぼ全ての家庭で視聴できる環境が整っています。

東大和市向けに設定したデータ放送を見ることも当然できるため、細かい情報を届ける条件に恵まれています。MXのほうが、ローカル情報にカスタマイズしやすいのではないかなということが考えられますので、ぜひこのMXテレビの活用ということ、東京都のレベルで担当課長会議などあると思いますので、そういった中でも改めて活用できないかということをお伝えいただければというふうに思います。特に防災無線、音で屋外放送は聞こえるわけではありますが、聴覚障害者の方への情報伝達ってことでいいですと、やはりこの文字情報等で細かい情報が伝わるということが、今重要なんではないかなと私は思っております。学習会等でもそういったお話を聞きました。

適切な情報が得られないと、避難にどのような支障があらわれるのか、一例、挙げておきたいと思うんですが、これは私自身じゃなくて、尾崎利一議員が住民の方から聞き取った話なんですが、上北台住宅の上の階に住んでる方が、深夜に、恐らく10時前後ぐらいでしょうか。防災無線が聞こえてきて、何を言ってるかよく聞こえないが、避難しろと言ってるらしいと気づき、既に雨もやみかかっていた時間帯であるはずなんですが、慌ててタクシーを呼んで、これ南街公民館に避難をされました。避難先の公民館では、横になるにも枕一つなく、眠れないまま朝まで過ごされたと言います。このケースでは、結果的には自宅避難という選択をされたほうが適切であったということになるんですが、情報が得られず、よりリスクを高めたってことになるかと思えます。初動のところで、より適切な情報が住民に届けられるということが、ここでは改めて重要だという

一つの例として御紹介させていただきます。

次、伺いますが、震災編に、近年の地震災害の教訓。①風水害への自助や共助の備え、防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）の啓発に関する記載を追加の項目について、市が作成する防災マップなどで、自分の住む地域の地理的な特徴を把握するとありますが、市内全域を記載した大判の防災マップや、地域別の防災カルテ、市でもつくられました、これは全戸に配布されたものでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災マップにつきましては、東日本大震災の後に作成した後ですね、全戸配布を行ってるところでございます。また地域別の防災地区カルテにつきましては、全戸配布は行っておりません。なお、今、今年度中に修正し、作成しようとしてます防災マップやハザードマップにつきましては、今後、全戸配布できるように努めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 住民の方からは、自分の地域の避難所がどこって指定されてて、そのつもりで理解していると、いざ豪雨のときに氾濫しそうになる川のそばを歩かなきゃいけないとか、いろんな支障があるんだってことに改めて気づいたというお話を伺って、地域単位の、ここでは防災カルテを例にしましたけども、避難経路と考えられるような、そういうツールは、ぜひ住民にも配っていただきたいなというような要望がありましたので、御紹介をさせていただきます。

次に、これはこの計画とはちょっとずれるんですが、台東区で起こったホームレス男性の避難所利用拒否事件というものが、重大な人権侵害であるとマスコミでも問題に取り上げられました。東大和市ではこのようなことは起こらないと思いますが、念のために確認をさせてください。

○総務部参事（東 栄一君） 今回発生した事案の背景や事情等につきまして、詳細把握しておりませんので、台東区の決定の是非の判断できませんけれども、一般的に申し上げまして、東大和市で避難所の利用を拒否することはないというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） まさに、この防災そのものは生存権の保障でありますから、いかなる方であっても、その保証はされなければいけないということで、当然のことではあるんですが、改めて確認をさせていただきました。

この項まとめますが、激甚化する風水害の防災を考える上で、最大の課題は先進国の経済活動が引き起こす地球温暖化の影響とされています。ちょうど今、スペインでは国連気候変動枠組条約第25回締約国会議、通称COP25が開催をされております。この中で、2018年に気象災害の最大の被害国が日本とされました。西日本豪雨、災害、猛暑、そして台風21号による被害、これらの災害による被害総額が、少なくとも3兆8,920億円に上ったと計算をされています。同時に、日本は温暖化交渉に後ろ向きな国として、このとき化石賞も贈られるという不名誉な結果にもなっているわけであります。

他の議員の方への市長の御答弁の中でも、「NATIONAL GEOGRAPHIC」の記事を引かれて、この温暖化を含めた気象災害については、注視されてるということ、お話を伺わせていただきましたけども、逆に私は今回ちょっとこの質問をするに当たって、この点についてはほとんど触れることができませんでしたので、いつぞやの機会にはまた時間いただいて、この温暖化対策を中心にした防災についても、お伺いできればというふうに思っていますので、またお知恵をかしてください。よろしく願います。

それでは、この項は終わらせていただきます。

次に、大項目の2の市税等の徴収業務等についてです。

初めに、当年度分の納付期限に、分納を申し出る方への対応、また当年度分のみ未納がある方に対する納付期限後の督促から滞納処分までの流れを教えてください。

○納税課長（中野哲也君） 現年課税分の納期限前に、分納を申し出る方への対応といたしましては、納付意思及び納付予定時期の確認、そして納税者が任意に申し出た事情の記録等と課税の根拠や滞納処分の制度等について客観的な事実を説明することなどは、受託事業者のほうで対応しております。また市職員につきましては、納税者の財産等を把握するための質問や、納税の猶予制度を活用するというような、公権力行使につながる納税相談を必要な場合については、徴税吏員である市職員が対応しております。

次に、現年課税分のみ未納がある方に対する納税納付期限後の督促から滞納処分までの流れについてであります。納付期限後に20日をめどに督促状を発布いたします。滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る市税及び国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき、市町村の徴税吏員は当該市税及び国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないということが、地方税により定められております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 次に、過年度分の未納がある方に対する督促から、納税相談の対応及び滞納処分までの流れを教えてください。

○納税課長（中野哲也君） 納付いただけない場合は、納付期限後、20日をめどに督促状を発布いたします。督促状で支払いがない場合は、早期に電話催告や、必要に応じ臨戸訪問をし、警告や差し押さえ予告通知などの文書催告を行うなどして、何とか接触を図れるように努力をいたします。納税相談へつないでいきたいと思いますが、なかなかそういった経緯を経ても連絡をいただけない。そういった場合、接触が図れない場合には、判明してる財産の差し押さえとなります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 過年度分の未納がある方の分納について、滞納解消に必要な分納の期限を最大どれだけの期間としてるのでしょうか。またその際に納税者が、生活困窮からそれを超える期間を希望される場合にはどのように対応してらるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 納税相談を行う中で、納付困難の根拠等を明らかに示していただき、分割納付による完納を目指すという対応を図っておりますが、分納の期間に関しては、新年度に課税がされることと、滞納本税自体に延滞金が発生するため、できる限り速やかに本税の滞納額自体を減らすことが、納税者にとって重要であると。そういった観点から、最大で1年ということで、最大1年で完納ができるような金額を設定しております。しかしながら、設定した内容では困難であるというようなことが証明された場合には、可能な範囲での金額による分納を誓約し、その履行を管理しながら現況等を把握する中で、分納額の増額の見直しなどを再調整をしていくようなことも考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この見きわめのところでの実際のやりとりについては、大変御苦労されているところだと思っております。私たちがつかんでる実際最近あった事例について、幾つか紹介しながらお話、進めたいと思っております。

手間請け労働者のAさん、分納中の突発的な事情で一度納付がおくれ、その直後に預金口座を差し押さえら

れました。このときは交通費もなくなり、翌日から仕事に行くことができず、食事代さえなく、大変困惑をしていました。こうなりますと、本人の意思だけでは後の納税計画さえ立てられなくなるわけですが、このときは期限まで払い切れる分納額を認めなければ差し押さえの解除はできないと、一点張りで帰されてしまい、結局、生活困窮者自立支援そえるの窓口で、わずかなレトルト食品等を分けてもらって帰ることにならざるを得ませんでした。

飲食店を営むBさん、折からの売り上げ低迷で収入が減り続け、分納中でした。この夏以降の天候不順もあって余裕がない中で、納付額をあと5,000円、引き上げるように求められました。その誓約書には、それに応じなければ、さきに差し押さえられていた生命保険を換価することを承諾する旨が書かれており、高齢であり、社会保険加入者のような保証がない身にとって最後の頼みの綱となる。それを失ってしまうのではないかとという心配から、これまで毎月、窓口足を運んでいた納税相談にも、すっかり消極的になってしまいました。

AさんやBさんのケースを通じて見られたのは、結局、言われるままに支払うことを認めない限りは、何を言っても聞いてもらえないという納税者の不信や諦めの気持ちでした。

市長答弁では、市では納税者と接触の機会の増大を図り、納税相談等を通じて納付能力を見きわめ、市税債権の確保に努めているという御答弁でありましたが、市はそう思って相談に当たっていても、納税者から見ると、今までのままでは不十分だと感じるのではないかと思えます。

市では、納税課の窓口業務委託の際に、これまで以上に納税相談や滞納処分に集中して、業務を進めることができるということをメリットとして挙げられていたはずですが、ですから相談業務については、これまで以上に納税者が満足できる相談の体制と質の確保が求められるのではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 今回の業務委託につきましては、徴税吏員の本来業務である公権力の行使に専念できる環境をつくり出すことで、累計滞納の解消と税収の安定確保を図るとともに、徴収業務のさらなる効率化を促進し、もって歳入の根幹である市税等、収納率の一層の向上を図ることを目的として、実施したものでございます。

したがって、市では滞納者との接触機会の拡大を図り、納税相談等を通じて納付能力を見きわめ、市税債権等の確保に努めていくと同時に、個々の実情に合ったきめ細かな対応を心がけ、収納率の向上に結びつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 一旦、実務的な問題にちょっと入るんですけれども、ここまでやっても、どうしても滞納処分、進めなければならないという事例も当然あるわけでありまして。財産の差し押さえに至る場合、その執行は民事とは異なり、自力救済で行いますので、この運用については納税者の権利を損なわないようくれぐれも慎重に行わなければならないはずですが。

市は預金債権のほか、給与債権や年金債権なども差し押さえる対象としています。民事執行では、差し押さえ禁止財産に当たる債権でも、国税徴収法では差し押さえ可能となるものもであるとされています。市は直近で実際に年金の差し押さえを行ったことがあるのか、年間に何件ぐらい、金額にしてどれぐらいあるのか教えてください。

○納税課長（中野哲也君） 年金の差し押さえについてであります。延べ月数ということで御答弁させていただきたいと思えます。平成29年度における差し押さえは80月、取り立て額は約550万円、平成30年度では差し

押さえは約50月、取り立て額は約360万円でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 市は納税相談の中で、納税者に差し押さえ金額承諾書へのサインを求めることを行っています。資料要求で、そのサンプルもいただきました。これを読みますと、年金の差し押さえについて、国税徴収法第76条1から3項による差し押さえ禁止額に基づくことなく、支給額全額を取り立てた後、滞納市税に充当することを承諾するとあり、根拠法令としては同法の76条の5項を挙げています。差し押さえ禁止財産は、債務者が最低限の生活を営む上で、支障を来さぬよう一定の基準で差し押さえ禁止額を決めたものでありますが、5項では、それを債務者の同意により適用しないというつくりになっています。しかし、なぜ同意の契約さえあれば、憲法が規定する最低限の生活を営むことに優先をすることが可能となるのでしょうか。この項には、何かの前提条件があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 憲法が保障する最低限度の生活の営みのために、国税徴収法第76条等の差し押さえ禁止財産の規定があると認識しております。したがって、国税徴収法第76条に規定する租税や社会保険料、生活費等について、同法で定める金額の合計まで差し押さえを禁止するということとなっており、その金額を差し引き、残額がある場合において差し押さえが可能であると認識しております。

当市においては、納税者自身の生活再建が最も大切であるという認識に立ち、滞納処分を実施しております。納税相談により聴取した生活状況に照らして、最適な提案を行っております。その際に、納付が負担となり、生活が厳しくなると判断できれば、法定外以下での取り立てとなる場合、また納税者が短期間で清算を望み、法定額以上での取り立てとなる場合は、本人承諾書を得て差し押さえを実施してるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 実際に年金を差し押さえられたケースでも、実は数日前に御相談をいただきました。手間請け労働者のCさんのケースですが、月10万円ほどの年金が、この10月から差し押さえられたと言います。納税者側にも複雑な事情があることがわかり、私はこの場では単純にこのケースについて、年金の差し押さえたことを非難をしてるわけではないのですが、恐らく今、示された徴収法76条5項を根拠とした処分であり、この承諾書も書かれているものと思います。

ここでは、仮定の話として制度の考え方を伺いますが、承諾書にサインをした時点では、年金そのものがなくても、他の収入で最低限の生活を維持できる見込みがあったため、御本人が同意をして、それが有効であったとして、その後、事情が変わって、年金以外の所得が得られないことが明らかになった場合、この承諾書の効力はどのようになると考えられていますでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 承諾書を交わした際の事実がなくなった時点で、納税者からの申し出により納税相談を実施し、承諾書の内容を再度確認することとなります。その上で、今後の方針等について双方で共有していくこととなります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今これは、このやり方では困るんじゃないかというふうな趣旨のケース、Aさん、Bさん、Cさんの話をしましたが、ああDさんか———しましたけれども、逆に私たちにとっても、納税課の皆さんの対応が大変教訓に満ちたよいケースであったなというものも拝見をいたしました。

家族で町工場を営むDさん、業界全体が不況業種で、容易に納税計画が立てられない状態にまで追い詰められていました。当初は市に納税相談をしてもなかなか解決せず、抱えていた問題がいよいよ顕在化したこ

とから、日ごろ支援をしてもらっている商工団体の助けをかりて、少しずつ課題の整理ができるようになりました。相談に当たってきた市の担当者も、そのことを理解してくれ、ようやく納税者自身が、その担税力を回復できる道筋をつけられるような環境づくりが始まりました。

私たちは、これらの話の経過も伺いながら、諦めや不信感を募らせていたAさんBさんたちのケースと、好転しつつあるDさんのケース、ここには一体どういう違いがあったのだろうかということを考えました。

Dさんのケースは、難易度から言えば、AさんBさんたちのケースよりもずっと難しいものであります。当初、窓口での納税相談では、納税者からすると単に決められた分納の期限を示されるだけであって、本人は途方に暮れていたという感じでありましたが、解決のためにかかわる人も多くなり、その中でさまざまな知恵も湧いてくる。その過程で、納税者の市に対する気持ちも、諦めから信頼へと大きく傾いていったということが、その違いであるということに気がつきました。

納税者が相談窓口で窮状を説明しているのに、話がかみ合わず堂々めぐりになり、結局、事情を酌み取ってくれる気はないのだと諦めて窓口を後にするというやり方、私はこの光景、以前にも見たことがあると気がつきました。生活保護の窓口で、しばしば行われている水際作戦と同じ構造です。

職員の皆さんからするとわかりにくいかもしれませんが、はたから見るとまさしくそれなんです。ですから、相談しても無駄だという思いで帰っていくわけです。もちろん幸い我がまちの生活保護行政では、水際作戦のようなことは見受けられませんので、一般的な話しであります。今回のDさんのケースで言えば、生活保護の相談並みにきめ細かい聞き取りや課題を分析し、具体的な行動を積み重ねて解決まで導こうとする提案を示すことで、納税者に先の見通しを持たせることができる、すなわち生活保護行政で言うところの自立の助長ができたというものと私は思いました。

私は、これまでたびたび滋賀県野洲市の事例を挙げて、納税課が市民の暮らし向きをキャッチする触覚として働くように求めてきました。今回のように、市が市民をエンパワーメントする力を組織的に発揮したということは、その重要な一歩だと思っています。そして、その姿勢だけでなく、それを行うにふさわしい人員体制をとることが不可欠だと思います。督促だけに追われるような納税課であっては、そのことが期待できないからです。この点で、この人員体制の増強についてはいかがお考えでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 今回の業務委託によりまして、徴税吏員の本来業務である公権力の行使に専念できる環境を創出し、滞納者との接触機会の拡大が図れることから、納税相談等を通じて、個々の実情に合ったきめ細かな対応について、さらに努めていきたいと考えています。

市税等の滞納整理をつかさどる者として、税の公平性、公正性を確保するという観点は、重んじなければならないと認識しております。その上で、滞納処分については、権限の乱用にならないよう、適正にかつ慎重に執行していかなければならないと認識しております。

また滞納整理においては、納付されればそれでいいといった一過性の対応ではなくて、納税者に寄り添い、納税相談等を通じて、個々の実情に合ったきめ細かな対応で人権を守り、そして収納率の向上に結びつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私どもが発行しております、しんぶん赤旗日曜版というものがあるんですが、この直近の記事で御紹介させていただいてるんですが、ことしの9月26日に大阪高裁で、この税金の滞納処分について画期的な判決がまた1つ出されました。税務署が所得税滞納者の給与口座を、給与振り込み日の2日後に全額

差し押さえたという事案で、大阪高裁が国税徴収法の差し押さえ禁止の趣旨に反するものとして、違法だと判断し確定したものであります。

この判決では、原則として給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、差し押さえ禁止債権としての属性を継承するものではないと前置きをした上で、しかし給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、国税徴収法76条1項及び2項は、給与生活者等の最低生活を維持するために、必要な費用等に相当する一定の金額について差し押さえ禁止をした趣旨に鑑みると、具体的事情のもとで、差し押さえ処分が、実質的に差し押さえ禁止された給料等の債権を、差し押さえたものと同視することができる場合には、差し押さえ禁止の趣旨に反するものとして違法となると。要約しましたが、このような判決でありました。

そして、大阪高裁は、今回の税務署による差し押さえに当たって、給与口座であるという認識、また給料日の認識などを税務署員が認識していた場合や、預金の大部分が給与が原資であるということから判断して、実質的に差し押さえを禁止された給与等の債権を差し押さえたものというふうに判断してるんです。これは国税の話ではありますけども、当然、地方税についても同様の趣旨を重く見る必要があるのではないかなと思いますので、先ほど課長からの御答弁でも、納税者の生活に最大限の配慮するという趣旨の御答弁いただいておりますので、ここにぜひ期待をしつつ、引き続きお力添えいただきたいというふうに思います。

本当は、順が前後するんですけど、ちょうど今、市税の滞納STOP月間、12月にやるということで、12月1日の市報でも大きく紙面を割いて呼びかけをされてるところなんですけど、同時に各納税者の方に対しては、市から納税ストップ月間の案内のチラシが送られております。これ事例なんですけど、固定資産税の分納をあらかじめ申し出ている方で、それ認めていただいて実施されてる方のもとに、この滞納STOP月間のチラシが届きまして、内容としては、その月間をやってますということとあわせて、裏表で財産差し押さえについての警告書として、このまま滞納を放置せず、至急、納税課まで御相談くださいって、こういう文章になってるんですね。これ御本人からすると、ちゃんと相談に行ってて、話もついてるはずなのに、何でこんな文書、届くんだらうということで、お怒りというか、心配されて、私のほうに御相談いただいたんですけども。これ実務的なピックアップができなかったということで、窓口実務の改善の問題ということで理解しておりますけど、引き続きそういった点などでも、納税者に対して最大の配慮を払っていただければというふうに思います。

以上で、この項目を終わります。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） それでは、続けさせていただきます。

大項目3の国民健康保険税についてです。

まず先に私どもの立場を御説明させていただきますけど、これまで2年にわたって1億円ずつ、国保税、東大和では値上げをされました。計画では、来年度も同等の値上げが行われるという予定になっております。しかし、私たちは6年連続の値上げについては反対の立場であります。その立場から再質問させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

まず、国保税の不納欠損処理の考え方について伺います。これは、どういう趣旨に基づいて行われるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 市税及び国民健康保険税の納税者に対しては、催告文書の送付、電話催告、訪問等の方法により徴収を行い、滞納額の減少に努めていますが、差し押さえ処分する財産が破産宣告、既に本人死亡、会社倒産、生活保護受給中、行方不明及び住民票の職権消除等の理由により、徴収が困難であるものについては、地方税法の規定に基づく、納税義務の消滅や時効による徴収義務の消滅により、滞納処分の執行停止を経た不納欠損を行っております。

なお、国民健康保険加入者は、高齢者や低所得者が占める割合が多いことから、滞納や不納欠損の発生に関して、他の税目と異なる困難が生じており、収納を取り巻く環境は、一層厳しいものとなっているものがございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 近年の市国保の加入、約2万人、1万2,500世帯ほどと先日いただいた国保だよりもありましたけれども、そのうち国保税を滞納、後に不納欠損処理に至る加入世帯数というのは、そのうちの大体どれぐらいを占めるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 近年の国民健康保険税の不納欠損状況についてでございますが、国民健康保険加入全体世帯の約3%が不納欠損というふうになっております。また直近5年間の滞納繰越分及び不納欠損の件数については、同様の内容で推移をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） そうしますと、9月の決算特別委員会での市の御答弁の中でも、加入世帯の平均総所得147万円に対して、国保税の税額は平均で13万8,000円、全加入世帯1万2,500世帯のうち、およそ4万6,000円の保険料が払えない世帯が、1,000件近くあるというような計算もありました。今、改めてこの3%近い加入世帯が支払いが困難だということからすると、これは言うてみれば、低所得者で言えば、もう非常に高い保険料だと言わざるを得ないのではないかと思います。来年、また値上げを行うということになれば、こういう払いたくても払えないという世帯が、さらに追い込まれることになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険の制度におきましては、所得の低い世帯を対象といたしました7割、5割、2割の均等割の軽減制度がございます。また市では、独自の多子世帯への保険税軽減の施策を行っております。また市の保健事業等の取り組みによって得られます交付金等を活用いたしまして、保険税の急増抑制には引き続き努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 11月29日付の都政新報にも東京都が、これは都から市に対してってことになると思いますが、仮係数に基づいて1人当たりの保険料を計算したっていう記事が載ってました。

これ見ますと、東大和では平均すると2019年は13万7,420円であったものが、20年度は13万9,149円ということとで1.26%の引き上げ、額にして1,729円ですかね——の引き上げをするということが示されております。確定係数が出てからじゃないと、具体的な保険料の提案ということにはならないのではないかと、去年の経過からしてもそういうことになるのかと思うんですけども、大体それぐらいの上げ幅は必要になるというふうに見立てて、今後、考えていくのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 来年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要となります国が定める係数の

確定、これがやはり今年度も12月末ごろとなりますので、令和2年度の見込みにつきましては、現時点では申し上げることは困難であると考えてございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この数字は、2019年と2020年との比較で、ここで言うと1.26%の上げ幅になるだろうという計算をしてるわけですが、市の6年連続の国保料の値上げのこの計画のもとから出発すると、年々その最初に言われてた額よりもどんどんどんどん上げ幅が膨らんでくると、こういう関係になるのではないかと思います。非常に憂慮しております。値上げを行うべきでない、繰り返しになりますが、改めて申し上げておきたいと思います。

次、伺いますが、こういった中、これらの国保料の未納の世帯に対しては短期証が発行されます。かねてから短期証は、加入者の医療を受ける権利を抑制し、さまざまな場面でスティグマを与える差別的な扱いであるとして、廃止を求める声があることを紹介してきました。

ことしの8月から、横浜市では、この短期証を廃止したということが報じられました。御存じでしょうか。また、東大和市でも同様のことができないのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 横浜市が短期証の交付を取りやめている動向につきましては認識しておりますが、市では未納のある方との接触の機会を得るため、短期証の窓口交付を継続してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） このことを紹介した記事の中で、報道の中では、この運用の見直しを行ったそのきっかけとなったのは、国会での一連の質問や、また国からの通達、こういったものを総合的に勘案をして、滞納整理の問題と、それから資格証、短期証の発行については、分離して考えるべきだという考えに至って横浜市は実行された。これが、別に東大和市に行ったから事情が変わるということではありませんので、ぜひ研究をしていただいて、この短期証廃止、全ての方に正規証を渡せる、こういう努力をぜひお願いしたいというふうに思います。

東大和市では、一旦10割本人負担となるような資格証の発行は現在行っておりませんが、しかし納付相談に来庁しなければ短期証も渡せないとして、30年度、これ決算委員会でのやりとりの中での数字でしたけど、30年度、88人近い方が窓口にとめ置かれたままになっていたというような話もありました。納税相談の接触の機会を設けるため、未納分の納付を交付の条件にしないとはいえ、長期にわたるとめ置きは、厚生労働省も適切でないということを、私たちも厚労省に行ってじかに聞いております。当市でも、ぜひこの方向に進んでいただきたいということをお願いいたします。

この項目、以上で終わります。

続きまして、大項目の4、村山医療センターの廃止計画についてです。

報道後、村山医療センターのホームページに、病院長や事務局長が声明を出されているものを、私、見ました。ここで書いてあるのは、同医院は、脊椎、脊髄の疾患の手術件数が年間1,200件と、国内外でも希有な病院として、治療困難な脊椎疾患の患者の入院を全国から受け入れ、外来患者は世界中から受け入れていると言っています。これまで、私たちが受けた療養相談でも、交通事故や他院での医療ミスなどで脊椎損傷になった方々の長期療養や、また高齢者に多い脊柱管狭窄症の療養など、多くの市民が療養で大変お世話になっており、その重要性を感じています。この見直しの構想が具体化する前に、市長会等を通じて、ぜひ再編計画の対

象から外すよう、要望をお願いしたいと思います。

12月3日の都議会定例会では、小池知事が所信表明で、都立病院、公社病院14院、これは近隣の東村山の病院も含まれますけども、独立行政法人化の表明をいたしました。公的病院の経営をめぐって、国や都が挙げて合理化を進めようとする動きは、市民にとっては大変重要な問題でありますので、引き続き情報収集に努めていただくようお願いをしたいと思います。

再質問については、割愛をさせていただきます。

続きまして、大項目の5、生活保護制度についてです。

国の制度と、その関連の単独事業の一覧を資料でいただきました。その他に単独事業の非課税世帯が基準となるものには、例えばシルバーパスの交付事業や、家庭ごみ袋の減免事業などがあるかと思えます。

政府の資料では、消費税率の引き上げの影響を含む国民の消費動向などの社会的経済情勢を総合的に勘案をし、改定を行うとして、改定率はプラスの1.9%、ただし生活扶助本体は、軽減税率等を考慮してプラス1.4%と書かれています。旧基準を超える計算になるのならば、これらの諸制度の対象者は現行を下回ることはないと考えていいのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員のほうから、シルバーパスというお話が出ましたので、この点につきまして少し御答弁をさせていただきたいと思いますが、このシルバーパス事業につきましては、東京都の事業でございます。詳細については不明なところもございますけども、承知してる範囲で御答弁をさせていただきます。

現在、1,000円の費用で購入できる対象者につきましては、住民税は非課税の方、また合計所得金額が125万円以下となっております。さらには、生活扶助が受給されている方というふうな項目もあるようでございます。このことから基本的には、この生活保護制度の見直しにつきましては、影響がないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ごみの関係でもお話いただきましたので、廃棄物処理手数料減免制度、こちらのほうの対象につきましては、生活保護を受給されてる方が要件の中の一つという形でございます。生活保護のこの基準が変更になれば、やはり対象者の方も増減をしていくという形でございます。

今回、生活保護の関係で、受給の方が変われば、やはり内容も、こちらのほうとしての要件としては変わってまいります。今の段階では一概に現行という形でもし計算したという形でも、御質問いただきましたけども、今の段階では何とも言えないというのが正直なところではございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） もともとこの改定の際の生活保護、CPIっていう物価の変動の計算をするに当たって、一般の方と生活保護受給世帯の方と使い分けて、生活のレベルを引き上げてと言ったらいんですかね、ちょっと言葉、正確じゃないですけど。そういった計算も行われてるものですから、今回のこの改定、丸々間に受ければ、本来は影響は余りそんなにないはずだということになるわけでもありますけれども、そうも言い切れないかなという思いもありまして、今質問をさせていただきました。

これについては、引き続きまた3月議会等もありますので、重ねて伺いたいところでもあります。

次、伺いますが、この生活保護の制度の基準引き下げによって、一番影響を受けることを心配してるのが子供の問題であります。子供の貧困、絶対これなくさなければいけないっていうのは、もうどなたでも同じ思いではあるかと思うんですが、特にこの間は、私どもで生活保護世帯のお子さんの進学の問題についても取り

上げましたけれども、ここでは今回の厚生労働省がこの春から生活保護受給世帯のお子さん向けに、通称〇カツ——丸に片仮名のカツですね、と題する進学情報のパンフレットを作成して、漫画仕立てにして子供が読みやすいように、こんなガイドをつくって進学支援を試みています。私も拝見をしましたけれども、非常になんていうか、なじみやすい、そういうようなものだと思いますけれども、これは対象の子供がいる世帯には実際に届いているのかどうかについて伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 進学情報のパンフレットにつきましては、生活保護の世帯の中には、お子さんに生活保護を受給していることを伝えていない場合もございますので、一定の配慮が必要でありますことから、一律には配布は行っておりません。なお、パンフレットの内容につきましては、定期的に行っておりますケースワーカーの事務研究会で確認し、生活保護世帯への訪問などにおきまして、大学などに進学する場合に支給する進学準備給付金の説明を行うなど、進学に関する助言など、適切に行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 難しいところだと思うんですけど、お子さんに直接、その家の経済状態を子供に伝えるというのは、結構デリケートな話なんでよくわかりますし、そういう配慮していただいているということで理解いたしますけど。

一方で、子供さんが先回りして考えて、本当は親御さんからストレートにこういった情報が伝われば一番いいんですけども、逆にそのことがわからなくて、自分は進学、選択できないんじゃないかって悩まれるような、こういうケースも多々報道等ではされておりますし、私も実際そういう相談を受けたことがありますので、これケース・バイ・ケースということになりますけども、担当のケースワーカーさんのほうには、よろしくお伝えいただきたいというふうをお願いいたします。

それでは、次に伺います。大項目の6、多摩湖周遊道路の改修についてです。

前回に続きますが、前回は多摩湖周遊道路の南側の舗装の劣化について主にお伝えをいたしました。ロードレーサータイプの自転車、細いタイヤが溝にはまって転倒する危険があるということもお伝えをして、解消についても適宜やっていただくということで、御答弁いただいたものかと思っておりますが、今回、引き続きになりますが、周遊道路の主に北側について取り上げます。

別途、係のほうにはお写真をお届けをいたしました。私の大足がすっぽり入るぐらい大きい大穴が道路にあいていたりだとか、またごみ等も随分散乱しているなど、大変荒れた状態が目立ちました。ここは球場に向かう車の通りが大きいので、余計路面が傷みやすいということはあるのかというふうに思うんですが、先日、私、総務委員会でシティプロモーションについて学ぶ視察に連れていただきました。東大和では、多摩湖をロゴに使用するほど、言ってみればシビックプライドの象徴とも言える場所でもあるんですが、その周遊道路を実際に走ると路面も荒れ放題、ごみも散らかり放題というのが大変目立って残念であります。イメージづくりだけにとどまらず、ぜひ適切な道路管理をお願いしたいと思います。

これについて、確認のためお願いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 多摩湖周遊道路の北側、南側、両方でございますが、こちらについては補修が必要な箇所を発見した場合には、速やかに補修を行っていくという考えでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（中間建二君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす11日から13日及び16日、17日の5日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時 2分 散会